

## 規制の事前評価書

### 1 規制の名称

臨時適性検査の対象拡大等

### 2 担当部局

警察庁交通局運転免許課

### 3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成27年3月

(2) 分析対象期間

平成21年6月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

### 4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第1項第1号の2及び同法第103条第1項第1号の2により、認知症に該当した者は運転免許（以下「免許」という。）の取消し等の対象とされている。

現行制度では、運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新等に際して認知機能検査を受け、その結果、認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当した者（以下「基準該当者」という。）が、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為（以下「基準行為」という。）をした場合に、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、その者に対し、臨時に適性検査を行うこととされているが、平成25年中の交通死亡事故や近年の高速道路逆走事案を起こした者で、直近の認知機能検査において基準該当者であったもののほとんどは、基準行為が把握される前に当該重大事案を惹起していることから、基準行為の有無を問わず、速やかに医師の診断を受けさせ、運転継続の可否を判断することを可能とする制度が必要である。

(2) 規制の内容

公安委員会は、認知機能検査の結果、基準該当者となった者に対し、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査を行い、又は医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする（臨時適性検査を受けなかった、又は医師の診断書の提出命令に応じなかった者については、免許の取消し等の対象とすることとする。）。

### 5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の道路交通法第90条第1項第1号の2（免許の拒否等）、第97条の2第1項第3号及び第5号（特定失効者及び特定取消処分者に係る認知機能検査）、第101条の4第2項（免許証の有効期間の更新に係る認知機能検査）、第102条（臨時適性検査）、第103条第1項第1号の2（免許の取消し等）、第104条の2の3（臨時適性検査に係る取消し等）

並びに第106条の2（仮免許の取消し）

## 6 想定される代替案

認知機能検査の結果に加え、基準行為を要件として行われている現行の臨時適性検査について、要件を変更することなく、警察の取扱いや運転適性相談を通じて、認知症の疑いが認められる者を抽出し、必要に応じて臨時適性検査を実施する。

## 7 規制の費用

### (1) 遵守費用

改正案については、基準該当者は、その違反状況にかかわらず、臨時に適性検査を受け、又は医師の診断書を提出しなければならないという法的義務が課されることとなる。また、医師の診断書の提出を命ぜられた場合は、診断書の取得に当たり金銭的負担も生じるが、既存の臨時適性検査制度においても、多くの者が自費負担で医師の診断書を提出していることを踏まえると、現行制度において臨時適性検査の対象となった者に生じる負担と同様であり、新たに生じる遵守費用は限定的である。

代替案についても、公安委員会が臨時適性検査を行うとして当該検査に係る通知を受けた者は、当該検査を受けなければならない法的義務を課されることとなるが、これは現行制度において臨時適性検査の対象者となっている者に生じる負担と同様であり、新たに生じる遵守費用は限定的である。

### (2) 行政費用

改正案については、認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当した場合には、公安委員会は、その者に対し、臨時に適性検査を行い、又は医師の診断書の提出を命じることとなり、臨時適性検査又は命令の実施に係る事務が生じるが、現行の臨時適性検査と一連の体系をなすものであり、新たに生じる行政費用は限定的である。

代替案についても、公安委員会は臨時適性検査の実施に係る事務の費用が生じるが、現行の臨時適性検査と一連の体系をなすものであり、新たに生じる行政費用は限定的である。

### (3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

## 8 規制の便益

改正案については、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者に対し、速やかに医師の診断を受けさせ、運転継続の可否を判断することで、運転適性を備えていない認知症に該当する者による交通事故を未然に防ぐことが可能となる。

代替案については、認知機能検査の結果によることなく、公安委員会の判断により認知症のおそれのある者を抽出することとなり、対象者が限定的となることから、認知症の者を適時・適切に抽出することが困難となり、認知症に起因する交通事故を未然に防ぐことが困難となる。

## 9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正案の費用と便益を比較すると、新たに生じる費用は限定的であり、便益の面では、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者に対し、速やかに医師の診

断を受けさせ、その結果、運転適性を備えていない認知症に該当する者による交通事故を未然に防ぐ効果が期待できるところであり、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の面では、代替案よりも改正案の方が負担が生じるが、便益の面では、代替案では対象者が限定的であり、認知症の者を適時・適切に抽出することが困難であるのに対し、改正案では、認知症のおそれがある者を抽出するスクリーニングテストとして信頼性があるとされている認知機能検査の結果を活用して医師の診断を受けさせることにより、認知症に該当する者による交通事故を未然に防ぐことができることから、費用負担が生じることを勘案しても改正案による便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

## 10 有識者の見解その他の関連事項

平成25年から2か年にわたり開催された「高齢者講習の在り方に関する調査研究委員会」（座長：石田敏郎早稲田大学人間科学学術院教授）において、高齢者講習制度の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成26年12月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を導入すべきである旨の言及がなされている。

## 11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況、高齢運転者による交通事故の発生状況等を勘案し、本規制によってもなお認知症に起因する交通事故の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。